

福島県高齢者居住安定確保計画 改定概要

計画概要

【計画の目的】

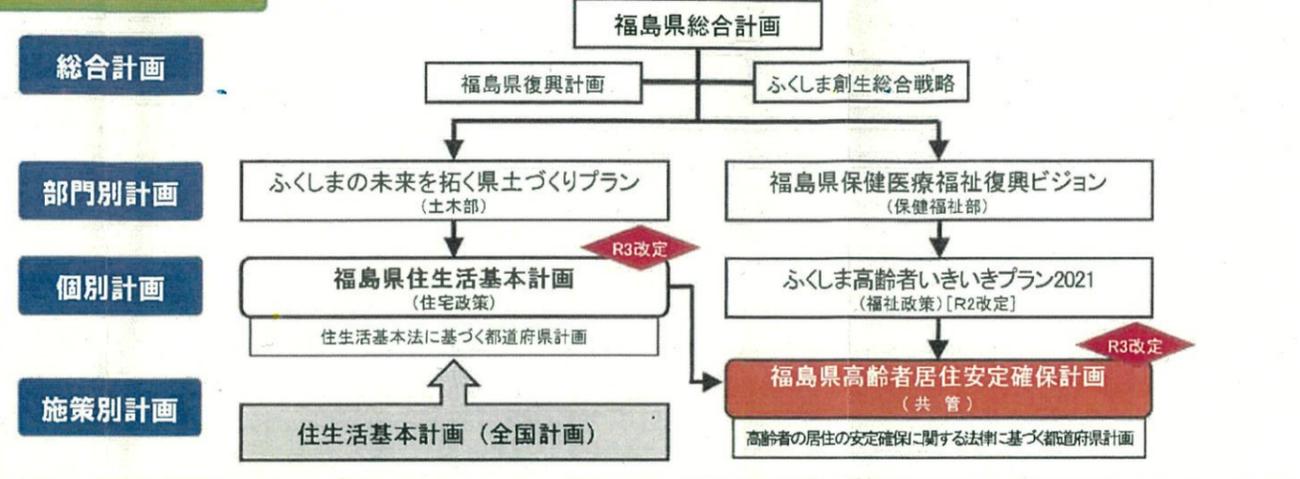
・全ての高齢者が身体機能や世帯構成等に応じた支援を受けながら、住み慣れた住宅や地域で快適に暮らし続けるための基本目標・方針や施策の方向性を定め、住宅施策と福祉施策の緊密な連携のもと各種施策を総合的・計画的に推進することを目的とする。

【見直しの背景】

・東日本大震災の発災以降、「東日本大震災からの復興と持続可能な地域社会づくり」を重点方針に掲げ、被災高齢者の生活再建に取り組み、着実に復興への歩みを進めてきた。
・本県の将来の高齢化率は現在の約32.4%から約42.2%に上昇する見込みであり、複合災害に起因する世帯分離により高齢者単独世帯や夫婦のみ世帯が増加し、被災高齢者への生活支援等がさらに重要になっていることから、計画の見直しを行った。

【計画期間】 令和4年度から令和8年度の5年間

計画の位置付け



高齢者の住まいにおける現状・課題

本県の高齢者の住生活における統計データから見える現状・課題

【高齢者世帯】

- 高齢単身世帯や高齢夫婦の世帯の割合が他県と比べて高く世帯数も増加しており、見守りや包括支援等が必要
- 地域包括ケアシステムの構築
- 在宅医療と介護の円滑な連携が課題
- 地域包括支援センターとの連携
- 高齢世帯が住む古い住宅の住宅性能が確保されていない
- 住み慣れた住まいと地域に暮らし続けるため、高齢者に適した改修が必要
- プレシニア（次の高齢者世代）に対する住まいの取扱の啓発
- 公営借家の高齢世帯が多い
- 老人福祉施設の定員数の不足
- 介護を担う人材の不足
- サービス付き高齢者向け住宅の適正管理
- 中山間地域では高齢者が集まって住む住宅が少ない

【住宅確保要配慮者】

- 国セーフティネット住宅の登録戸数の更なる増加
- 居住支援法人のサービス活用

【コミュニティ】

- 被災・避難高齢者等の見守り等による安否確認
- 孤立せずに安心して暮らせるネットワークの確立・強化

【住宅性能】

- 借家の面積や温熱環境、バリアフリー化等の住宅性能が不足

計画の全体構成

【基本目標】 高齢者の多様なニーズに対応し、愛着ある住み慣れた地域で長く暮らす住まいの実現

方針	施策の方向性	取組
方針1 住み慣れた地域で暮らす快適な住まい	(1) 高齢者の状況に応じた住宅の改善 (2) ライフステージに応じた住まい方の啓発 (3) 高齢者の住まいに関する相談体制の充実 (4) 被災(避難)高齢者への生活支援 (5) 高齢者の状況に応じた生活支援の充実 (6) 在宅医療・介護を推進するための人材確保・育成	① 高齢者の身体機能や家族構成に応じた住替や建替、住宅改修への支援と普及啓発 ② 高齢者への住宅の継承に関する説明会の開催や相談の実施 ③ 住まいに関する相談窓口の活用促進 ④ 被災(避難)高齢者の見守りや孤立防止のための相談支援への補助 ⑤ 高齢者への訪問診療や訪問介護に必要な医療機器等の整備の促進 ⑥ 在宅医療・介護に関する各種研修等の実施 他
方針2 集まって住む活気ある暮らし	(1) 公営住宅による居住の安定確保 (2) 民間賃貸住宅による居住の安定確保 (3) 生活支援、介護支援が付いた高齢者向け住宅の適正化	① 公営住宅の性能向上と適正管理による居住水準の向上 ② 市町村における住宅セーフティネット制度を活用した高齢者に対する家賃補助と高齢者向け住宅への改修補助等の促進 ③ サービス付き高齢者向け住宅に係るサービスガイドラインへの適合性の確認・指導 他
方針3 介護や医療が付加された安心な暮らし	(1) 介護施設等の整備支援 (2) 介護施設等の適正管理 (3) 介護施設における人材確保・育成	① 介護施設整備や設備整備に対する補助 ② 介護サービス事業者の運営等への実地指導 ③ 介護に関する各種研修制度等の実施 他
共通 地域包括ケアシステムの構築・活用	(1) 高齢者が住みやすい地域社会づくり	① 市町村や関係団体が連携した地域包括ケアシステムの構築 ② 地域包括支援センターの機能強化への支援 他